

催事案内用デジタルサイネージ設備等仕様書

1 設備仕様

(1) 設備本体

| 項目 | 仕様 |
|-----------------------|---|
| 大きさ | 高さ 2,900mm×幅 2,800mm×奥行 700mm までとすること。(アンカーやL字金具等の固定器具を含めたサイズとする) |
| デザイン | 文化施設のエントランスホールとしての景観を損なわないデザイン、色使いとすること。 |
| 本体の区分け (別紙イメージ図参照) | 【上部】 本体上部の左側半分を催事案内部分、同右側半分を広告等掲載部分とすること。(催事案内部分と広告等掲載部分を分離する) 【下部】 (床面からの高さ 700mm程度まで) 利用しやすい位置に A4 サイズのパンフレットが縦置きできるパンフレットホルダーを 4 つ以上設置すること。 |
| 安全性への配慮 | 耐火性を備え、設置時に転倒の防止や容易に移動できないような措置を講じること。また衝突時の事故防止の観点から、角部を鋭利にしない等の安全性への配慮を行うこと。 |

(2) 催事案内部分

| 項目 | 仕様 |
|-----------------|---|
| 機能 | 文化センター・市民センターで開催される催事案内の表示機能を有すること。また、市側で情報更新を容易にできるような操作性のある仕様であること。 |
| 表示内容 | 上段に文化センター、下段に市民センターの催事案内を配置すること。なお、場所(諸室名及び階数)、時間(開始時刻及び終了時刻)、及び催事名称の 3 項目は必ず表示するものとする。 |
| モニターサイズ 及び個数 | 47 インチ以上のモニターを 1 個、長辺を縦方向として設置すること。 |
| モニター性能 | モニターの形状にあわせ 1,920×1,080 ピクセルと同等かそれ以上の解像度とすること。 |

(3) 広告等掲載部分

| 項目 | 仕様 |
|------------------|---|
| 大きさ | 広告等掲載面の大きさは催事案内用モニターの大きさを超えないこと。 |
| 広告の表示方法 | モニター(動画・静止画像)またはパネルのいずれも選択可能とする。(提案による) |
| 広告掲載における 注意事項 | 「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」を遵守し、掲載前に本市の審査を受けること。 |
| 付加機能 | ・ 広告掲載以外に付加機能の提案がある場合は、提案書に記載すること。 (付加機能の例: 動画又は静止画像によるイベント案内、交通機関の運行状況の案内の表示) ・ スピーカーにより音声を流す場合は、市側で消音を含めた音量調節ができる仕様とすること。 |

2 その他

本仕様書に定めのない事項については、企画書に基づき、本市との協議の上で決定する。